

○ 香川県警察被害者支援推進本部設置要綱の制定について

(令和 8 年 5 月 7 日付け香広被第 55 号)

香川県警察被害者支援推進本部については「香川県警察被害者支援推進本部設置要綱の改正について」(令和 5 年 4 月 1 日付け香広被第 76 号。以下「旧通達」という。)に基づき運用しているところであるが、令和 8 年度の組織改正に併せて必要な見直しを行い、別添のとおり、「香川県警察被害者支援推進本部設置要綱」を制定することとしたので、適正に運用されたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

香川県警察被害者支援推進本部設置要綱

1 設置

県警察本部に香川県警察被害者支援推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

2 任務

推進本部は、被害者支援の取組み方針及び施策を決定するとともにその推進状況を把握し、総合的な調整を行うことを任務とする。

3 構成

推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

本部長 警察本部長

副本部長 警務部長

本部員 生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、首席監察官、サイバー・情報管理局长、人身安全統括監、警察学校長

4 運営

(1) 推進本部は、本部長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

(2) 本部長は、必要があると認められるときは、本部員以外の者に対し推進本部への出席を求め、意見を聴くことができる。

(3) 本部長に事故あるときは、副本部長が本部長の職務を代行する。

5 専門部会の設置

各部門が実施する個別施策の策定及び推進状況を把握するため、推進本部の下に次の専門部会を設置し、推進本部の運営に関するこの要綱の規定は、専門部会の運営について準用する。

専門部会は、部会長、副部会長及び部会員を持って構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 警務部会

部会長 警務部統括参事官（警務課長）

副部会長 広聴・被害者支援課長

部会員 総務課 広報官

広聴・被害者支援課 課長補佐（広聴）

室長補佐（犯罪被害者支援）

警務課 課長補佐（人事）

会計課 課長補佐（施設企画）

厚生課 室長補佐（健康管理）

サイバー対策課 課長補佐（サイバー事案防止対策、サイバー捜査）

警察学校 学校長補佐（教務）

庶務 広聴・被害者支援課

(2) 生活安全部会

部会長	生活安全部統括参事官（生活安全企画課長）
副部会長	人身安全・少年課長
部会員	生活安全企画課 課長補佐（企画・指導、犯罪抑止対策）
	人身安全・少年課 課長補佐（企画・指導、第一～第四、少年企画）
	生活安全捜査課 課長補佐（企画・指導、生活安全特別捜査）
	地域課 課長補佐（企画）
庶務	生活安全企画課

(3) 刑事部会

部会長	刑事部統括参事官（刑事企画課長）
副部会長	捜査第一課管理官（性犯罪捜査指導官）
部会員	刑事企画課 課長補佐（企画）
	捜査第一課 課長補佐（強行犯、性犯罪捜査指導、検視）
	捜査第二課 課長補佐（知能犯、告訴事件、暴力団対策）
庶務	刑事企画課

(4) 交通部会

部会長	交通部統括参事官（交通企画課長）
副部会長	交通指導課次長（被害者連絡調整官）
部会員	交通企画課 課長補佐（企画）
	交通指導課 課長補佐（交通事故事件捜査統括官）
	運転免許課 課長補佐（企画）
庶務	交通企画課

(5) 警備部会

部会長	警備部統括参事官（公安課長）
副部会長	外事課長
部会員	公安課 課長補佐（企画）
	外事課 課長補佐（事件）
庶務	公安課

6 事務局

- (1) 推進本部の事務を処理させるため、推進本部に事務局を置く。
- (2) 事務局は、警務部広聴・被害者支援課に置き、事務局長には犯罪被害者支援室長を充てる。
- (3) 事務局長は、必要に応じて専門部会庶務担当者による連絡会議を開催するものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。